



金沢市公報

第 2 6 2 2 号

平成21年(2009年)5月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
自転車等の撤去及び保管について (")	2
地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民参画課)	3
住民票の職権消除について (市 民 課)	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	4
生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 廃止について (")	4
生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のた めの施術を担当させる者の指定について (")	4
公 告	
住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況につい	

て (市 民 課)	5
予防接種を行うことについて (健康総務課)	5
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につ いて (環境指導課)	5
選挙管理委員会告示	
昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市 選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)	6
平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢 市農業委員会委員選挙投票区について)の一 部改正について (")	6
選挙管理委員会公告	
選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について (選挙管理委員会)	6
監査公表	
監査公表(第9号) (監査事務局)	6
農業委員会告示	
平成21年第5回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局)	8

告 示

●金沢市告示第127号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

- 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅前自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場
 金沢市営野町駅前自転車駐車場
 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
 金沢市営木越団地自転車駐車場
 金沢市営柿木畠自転車駐車場
 金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 147台
 原動機付自転車 0台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成21年4月1日から同月30日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号
 財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成21年5月21日から同年8月21日まで
 午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地
 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第128号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数							
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	35台				
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台				
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	4台				
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台				
竪町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	8台				
森本駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台				
広岡3丁目地内	自	転	車	2台				
増泉1丁目地内	自	転	車	2台				
泉3丁目地内	自	転	車	1台				
本町2丁目地内	自	転	車	1台				
下堤町地内	自	転	車	5台				
片町2丁目地内	自	転	車	1台				
長土堀2丁目地内	自	転	車	1台				
粟崎町地内	自	転	車	1台				
大和町地内	自	転	車	1台				
片町1丁目地内	原	動	機	付	自	転	車	1台
城南1丁目地内	自	転	車	1台				
入江3丁目地内	自	転	車	1台				
本江町地内	自	転	車	1台				
三口町地内	自	転	車	1台				
下本多町地内	自	転	車	1台				
石引2丁目地内	自	転	車	1台				

西念4丁目地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
大額3丁目地内	自 転 車	1台
増泉2丁目地内	自 転 車	12台

2 自転車等を撤去した日

平成21年4月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成21年5月21日から同年11月21日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
牧山町町会	主たる事務所の所在地	金沢市牧山町リ82番地	金沢市牧山町二32番地1	平成21年1月13日
	代表者の氏名及び住所	黒田 徳吉 金沢市牧山町リ82番地	中村 市朗 金沢市牧山町二32番地1	平成21年1月13日
千田葵町会	代表者の氏名及び住所	池森 十一 金沢市千田町イ51番地5	水口 正圓 金沢市千田町口5番地1	平成21年3月22日
糸田新町町会	代表者の氏名及び住所	向 孝次 金沢市糸田新町10番10号	大久保 広美 金沢市糸田新町10番9号	平成21年3月29日
牧町町会	代表者の氏名及び住所	東 勇吉 金沢市牧町又29番地	山本 久作 金沢市牧町又53番地	平成21年3月29日
疋田町会	代表者の氏名及び住所	加藤 芳郎 金沢市疋田1丁目98番地1	村井 勇男 金沢市疋田1丁目70番地3	平成21年4月1日
土清水第二町会	代表者の氏名及び住所	巖本 康治 金沢市土清水3丁目40番地	安田 洋 金沢市土清水3丁目49番地	平成21年4月1日
東長江町会	代表者の氏名及び住所	東 友之 金沢市東長江町と8番地1	東 和夫 金沢市東長江町井28番地	平成21年4月1日
大友町町会	代表者の氏名及び住所	田原 康夫 金沢市大友町二32番地2	南野 純克 金沢市大友町二40番地2	平成21年4月1日
みはる台町会	主たる事務所の所在地	金沢市大桑町和12番地10	金沢市大桑町和38番地17	平成21年4月1日
	代表者の氏名及び住所	高木 守人 金沢市大桑町和12番地10	山上 清司 金沢市大桑町和38番地17	平成21年4月1日
額中央町会	代表者の氏名及び住所	吉本 外明 金沢市三十苅町戊6番地29	田中 秀澄 金沢市三十苅町戊6番地12	平成21年4月1日
つつじが丘町会	代表者の氏名及び住所	勝見 正博 金沢市つつじが丘72番地	坂上 敏夫 金沢市つつじが丘132番地	平成21年4月5日
四十万北新町会	代表者の氏名及び住所	納村 篤広 金沢市四十万町北イ239番地	山越 巧 金沢市四十万町北イ268番地	平成21年4月5日

田上新町町会	代表者の氏名 及び住所	中浜 亜紀夫 金沢市田上新町300番地	水島 隆 金沢市田上新町64番地	平成21年4月12日
金石下相生町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石北3丁目5番13号	金沢市金石北3丁目2番10号	平成21年5月21日

●金沢市告示第130号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成21年5月19日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性別	生 年 月 日
金沢市長坂1丁目6番13号	大 高 秀 樹	男	昭和40年12月17日
金沢市金石西4丁目12番42号	藤 尾 愛 子	女	昭和25年9月1日

●金沢市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションよつ葉 金沢	金沢市藤江北4丁目395番地 A B O X セパレーツ102	平成21年4月1日

●金沢市告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から医療機関を廃止する旨の届出があったので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	廃止年月日
上棚小児科医院	金沢市笠舞2丁目6番3号	平成21年3月31日
ふじむら内科医院	金沢市藤江南2丁目72番地	平成21年3月31日

●金沢市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

施 術 者	施 術 所		指定年月日
	名 称	所 在 地	
大坂 真吾	はなこ鍼灸整骨院	金沢市古府1丁目125番地 ルージュロン1階	平成21年4月10日

公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を、次の日時及び場所において公表します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

日時 平成21年5月22日から同年6月4日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後6時まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市役所市民課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん 第3期	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成21年5月21日から 平成22年3月31日まで	別表のとおり
麻疹風しん 第4期	18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		実施する予防接種の種類
	医療機関名	所在地	
古澤 明彦	ふるさわ内科クリニック	石川郡野々市町押野2-54	麻疹風しん第3・4期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成21年5月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
66	株式会社 北陸ネオ	富山県富山市黒瀬66番地 1	平成21年 4月27日
16	金沢市清掃 株式会社	金沢市東力 2丁目47番地48番地	平成21年 5月 8日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第13号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第57投票区の項中「上安原町」の次に「上安原 1丁目、上安原 2丁目」を加え、「(南638番地から794番地までを除く。)」を削り、「837番地までを除く。」の次に「中屋 1丁目、中屋 2丁目」を加え、同表第63投票区の項中「福増町（南638番地から794番地までに限る。）」を削る。

●金沢市選挙管理委員会告示第14号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正する。

平成21年 5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第 3 選挙区の部第14投票区の項中「上安原町」を「上安原町 上安原 1丁目 上安原 2丁目」に、「中屋町」を「中屋町 中屋 1丁目 中屋 2丁目」に改める。

選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成20年 5月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日時 平成21年 5月22日から同年 6月 4日までの間
 （ただし、日曜日及び土曜日を除く。）
 午前 9時から午後 6時まで
 場所 金沢市広坂 1丁目 1番 1号
 金沢市選挙管理委員会

監 査 公 表

●金沢市監査公表第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成21年 5月21日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	宮	保	喜一
金沢市監査委員	田	中	仁

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年 3月30日
- (2) 措置を講じた部局等 都市整備局定住促進部建築指導課

- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日(平成21年監査公表第2号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>改善意見</p> <p>(1) 建築確認審査の中断時における事務処理の確立 建築確認申請書の不備により確認済証の発行が遅れているものが見受けられたが、こうした場合には、申請者に当該不備が是正されるまでは確認済証を交付できない旨を確実に通知し、その通知記録を残すなど審査中断時の事務処理を確立し、説明責任の充実を期されたい。 また、このように建築確認が遅れる場合があることの周知に努められたい。</p> <p>(2) 危険建築物への指導強化 社会経済環境が「新たな建築物の供給(フローの時代)」から「既存の建築物の活用(ストックの時代)」へと変化しており、今後の建築指導行政においては、市民の生命、健康及び財産を保護するため、違反建築物対策はもちろんのこと、既存不適格建築物対策についても、必要度や緊急度に応じ改善指導に力を注ぐとともに、金沢市耐震改修促進計画を積極的に推進し、「災害に強い都市整備」に努められたい。</p>	<p>(1) 審査期間が短い、建築基準法第6条第4号(木造住宅等)に該当する審査について、申請に軽微な不備がある場合は、これまでは電話にて修正を促してきたが、平成20年11月下旬より、適合するかどうかを決定することができず審査を中断する旨を通知し、記録を残すよう改善した。 また、中断期間が法定審査期間に含まれない旨を、平成20年12月中旬より建築指導課のホームページに掲載するとともにパンフレットを作成し、周知に努めている。</p> <p>(2) 建築物の敷地、構造若しくは建築設備が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認められたときはもとより、放置することによりこのような状態になるおそれがあるときは、既存不適格建築物であるなしを問わず、事案に応じて建築基準法に基づき所有者、管理者又は占有者に対し、是正指導を行っている。上記以外の既存不適格建築物に対して、改善指導を行うことは、法令上の根拠がなく困難であるが、これまでの是正指導を更に推進することで、安全・安心のまちづくりに寄与している。 また、金沢市耐震改修促進計画の推進についても、市民への啓発活動を更に強化し、促進計画に定めた耐震化率の達成に向け努力しているところである。</p>

2 財政援助団体等監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成21年3月30日
 (2) 措置を講じた部局等 産業局観光交流課
 (財団法人金沢コンベンションビューロー)
 (3) 監査結果の公表年月日 平成17年12月12日(平成17年監査公表第31号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>(1) 財団法人金沢コンベンションビューロー 会計経理事務について、支出手続きや補助簿記帳などの一部に省略している例が見受けられたので、内部統制を図りつつ能率的に事務を進めることができるよう改善する必要がある。</p> <p>(2) 産業局観光交流課 会計経理事務について、適切な指導を行う必要がある。</p>	<p>(1) 財団法人金沢コンベンションビューロー 支出手続きや補助簿等の記帳については、適正に実施することとし、会計規定に則した事務処理になるよう改善を行った。</p> <p>(2) 産業局観光交流課 財団法人金沢コンベンションビューローの会計経理事務処理が適正に行われるよう、適時適切に指導していく。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第5号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成21年第5回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年5月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成21年5月26日午後3時

2 場所

金沢市議会第1委員会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (3) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

正 誤

平成21年4月21日付け金沢市公報第2620号

頁	箇 所	誤	正
2	上から3行目	御所町1丁目町会	御所町一丁目町会
	上から6行目	玉銚2丁目町会	玉銚二丁目町会
5	上から12行目	金沢市選挙管理委員会告示第11号	金沢市選挙管理委員会告示第12号

平成21年5月1日付け金沢市公報第2621号

頁	箇 所	誤		正	
5	上から18行目				
誤					
小 法 光 寺 町 線	坂 67号	法 光 寺 町	156番	1先から	"
		法 光 寺 町	191番	4先まで	
		法 光 寺 町	156番	1先から	"
		法 光 寺 町	161番	2先まで	
正					
小 法 光 寺 町 線	坂 67号	法 光 寺 町	156番	1先から	"
		法 光 寺 町	161番	2先まで	

平成21年(2009年)5月21日 印刷	発行人	金 沢 市
平成21年(2009年)5月21日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地 (株) 共 栄